

令和6年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）委託業務

企画提案公募要領

1 目的

この要領は、令和6年4月から6月まで開催する「令和6年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」の委託業務について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務

(1) 委託業務の名称

「令和6年春山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」委託業務

(2) 委託業務の内容

「令和6年春山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」委託業務仕様書（別添1）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年7月31日（水）まで

(4) 提案上限額

2,100千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（なお、年度毎に令和5年度予算1,800千円、令和6年度予算300千円を提案上限額とする。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ④ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有していること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教団体や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行 県条例第26号）の規定により、次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（企画提案に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、企画提案に参加しようとする者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 企画提案に参加しようとする者が個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と認められる者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正及び再生手続きをしていないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類がそろわなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提案書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

企画提案に参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号） : 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） : 1部
- ③ 企画提案書（様式第3号） : 1部
- ④ 様式第3号に添付する企画提案書類 : 4部

ア 提案は、1事業者につき1提案とする。

イ 提案は全て企画提案書類に記載すること。

ウ 基本委託仕様書4（2）のパンフレットの表紙デザイン案を作成し添付すること。

エ 企画提案書類の体裁は、A4判片面刷り（カラー可）の12ページ以内（表紙を含む）とし、左綴じ（ダブルクリップ留め）、横書きとすること。また、各ページ下部に通し番号を印刷すること。

（2）書類の提出期限

- ① 企画提案参加申込書及び事業者概要書
令和5年12月12日（火）午後5時15分
- ② 企画提案書及びこれに添付する企画提案書類
令和5年12月21日（木）午後5時15分

（3）提出先

「9 担当部局」へ提出すること。

（4）提出方法

持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分ま

で（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

③ 上記①及び②以外の提出方法の場合、受付を行わない。

（5）企画提案書の記載事項

企画提案書は、「基本委託仕様書」に基づき以下の事項について記載すること。

- ① 「基本委託仕様書」に定める「4 委託業務の内容」に基づく企画の内容及び設定した目標値等の指標
- ② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制、類似業務の実績等）
- ③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること。）
- ④ 経費見積書（任意様式）

5 企画提案書作成に関する質問について

- （1）企画提案書の作成に係る質問は、別紙「令和6年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」企画提案書作成に関する質問書（様式第4号）を、電子メール（件名を「令和6年春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」への問い合わせ）とすること。）により、「9 担当部局」あて送信すること。なお、これ以外の方法では、質問を受付しない。
- （2）質問の受付期間は、令和5年12月13日（水）正午までとする。
- （3）質問に対する回答は、その都度速やかに、参加申込者提出者全員に電子メールで送付する。ただし、各提案者の独自提案に関わることなどについては、当該質問を行った提案者に対してのみに回答する。

6 審査方法及び評価基準等

- （1）企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）の提案に対する審査は、山形おきたま観光協議会が設置する「令和6年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）企画審査会」（以下、「審査会」という。）において行う。書面により審査するが、必要に応じて審査会から担当部局を通じ、提案者へ質問を行う場合がある。
- （2）評価は、以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、「令和6年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」事業に係る企画提案審査要領、【別表】審査項目、項目別配点及び審査の視点を確認すること。
 - 1 事業の実施計画に関する評価
 - 2 事業主体の適正性に関する評価
- （3）上記評価基準に照らして採点し、最高点の企画提案者1者（以下「最優秀提案者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点提案者」という。）を選定する。ただし、最高点の者又は次点の者が複数いる場合は、審査員の合議により最優秀提案者又は次点提案者を選定する。また、提出された全ての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。
- （4）企画提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- （5）企画提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて公募を行う場合がある。

7 委託契約に係る基本事項

- （1）審査結果に基づき、最優秀提案者及び次点提案者にはその旨を、不採択の企画提案者にはその旨を通知する。

- (2) 最優秀提案者を業務委託候補者として、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点提案者を業務委託候補者として契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 発注者は、令和6年度において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、令和6年度分における契約の変更又は解除に向けた手続きを行うことがある。
- (5) 契約は令和6年1月上旬を予定している。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の差替えや再提出も認めない。
- (5) 公募及び契約については、県の都合により事業停止する場合がある。
- (6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合には、速やかに書面により「9 担当部局」に提出すること。

9 担当部局

山形おきたま観光協議会事務局（山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室）

住所：〒992-0012 山形県米沢市金池七丁目1-50

電話：0238-26-6046

FAX：0238-26-6047

メール：yokitamasangyo#pref.yamagata.jp

※上記メールアドレスの「#」の部分を実際に「@」に変えたうえで送信してください。